

男女共同参画推進の強化を求める要望書

北京 J A C

(世界女性会議ロビイングネットワーク)

2019年1月23日

2019年1月23日

内閣府男女共同参画局長

池 永 肇 恵 殿

北京 JAC（世界女性会議ロビイングネットワーク）
代表 船橋邦子

〒113-0033

東京都文京区本郷 2-27-2 東眞ビル 3F

<http://pekinjac.or.tv/>

男女共同参画推進の強化を求める要望書

北京 JAC は、1995 年第 4 回世界女性会議を契機に「北京行動綱領」を実現するために発足し、現在に至るまで男女共同参画社会の実現・女性差別撤廃に向けて取り組んできました。全国に 10 カ所ある地域コーカスの女性たちは、地域における男女共同参画の推進に努力を続けています。

内閣府男女共同参画局におかれましては、男女共同参画社会基本法、DV 防止法の制定、第 1 次から第 4 次にわたる男女共同参画基本計画に基づく積極的な政策の推進がなされたことに感謝し、敬意を表します。

とりわけ「女性活躍加速のための重点方針 2018」のトップに掲げられた『残された女性活躍“以前”の課題の解消』と『女性が働きがいを持てる就業環境の整備』を両輪で進め、『女性が直面している様々な困難が解消された「フェアネスの高い社会」の構築』を目指す」との明記には感動し励まされました。

また「はじめに」の一文にある「これまでの様々な取組の結果、我が国の女性活躍は一定の前進がみられたと言えよう。しかし、社会経済生活の様々な領域においては、いまだ「男性の方が優遇されている」と感じている男女が多く、いわゆる“男社会”が根強く残っている。その結果、女性が抱える様々な困難が、解決すべき課題として認識されていなかったり、課題として認識されていてもその課題を解消するための取組が不十分であったりする現状がある」という認識もまた共感するものです。

その上で、男女共同参画推進の強化をしていくために地域コーカスを中心に地域で直面する課題を挙げました。下記のとおり解決に向け要望いたします。

記

I 男女共同参画の推進に向けて地域で直面する課題

1. 自治体政策のなかで男女共同参画政策の位置づけが後退している地域が多い
具体例

男女平等政策を担う所管の名称が「ダイバーシティ推進」や「男女いきいき推進課」などに変更され「課」から「係」に格下げされたところもある。
地域総合計画の基本的柱に位置づけられていない。

2. 基本計画にある政策方針決定過程の女性の参画が全く進んでいない。
具体例

①福岡市は政令指定都市の中で議員の数は最下位。
議員も管理職も校長も10%が現状。

3. 女性への暴力
性犯罪、セクハラ、パワハラ、マタハラが後を絶たない
4. 女性の貧困（高齢女性の貧困、シングルマザーの貧困、若い女性の貧困）
5. 男女共同参画推進の拠点としての男女共同参画センターの機能の弱体化

II 解決に向けての要望

1. ①男女共同参画推進の所管について名称、体制などの実態調査を実施し後退している場合その原因を分析すること
②地域総合計画の基本的柱に男女共同参画政策の推進が位置づけられるような対策を講じること
2. ①セクシュアルハラスメントをはじめハラスメント全般を禁止する包括的法律を制定すること
②徹底した、国及び自治体職員に対する研修の義務づけおよびガイドライン、啓発ポスターを作成すること
③性犯罪を無くすために学校教育の中で、人権尊重、自尊心を確立すること
教育プログラム（性教育、リプロ教育）を必修とすること
3. 世帯単位の制度では不可視の高齢女性、若い女性の貧困など個人の実態を可視化するため税社会保障制度を世帯から個人単位に変えるための調査研究体制の整備をすること
4. 加害者の暴力から逃げたものの貧困に直面するDV被害女性の自立に向けた支援体制の整備をはかること
5. ジェンダーギャップの実態を可視化し、問題解決の一ツールとなるジェンダー統計のデータ整備をすること
6. 男女共同参画の推進に実質的に力を持つような審議会のあり方の検討すること
7. 上記の課題を含めた問題解決のため、第5次男女共同参画基本計画策定のプロセスにおいて、市民社会との連携を強化する体制づくりの整備をはかること